

モンゴル民法典・試訳 (8)

袁 輪 靖 博 *

(目 次)

第1編 総則

第1章 民事法律関係、法令

第1節 一般原則 (第1条～第7条)

第2節 民事法律関係の発生原因、その保護、民事法律関係における権利、義務の実現 (第8条～第13条) (以上53巻1・2号)

第2章 民事法律関係の主体

第3節 人 (第14条～第24条)

第4節 法人

第1款 一般原則 (第25条～第32条)

第2款 法人の種類 (第33条～第38条)

第3章 法律行為

第5節 一般原則 (第39条～第55条) (以上53巻3号)

第6節 無効な法律行為 (第56条～第61条)

第7節 代理 (第62条～第70条)

第4章 民事法上の期間

第8節 期間の確定、計算 (第71条～第73条)

第9節 出訴期間 (第74条～第82条)

第5章 有体または無体の利益に関する権利

第10節 有体または無体の利益 (第83条～第88条) (以上53巻4号)

* 福岡大学法学部教授

第11節 占有（第89条～第98条）

第12節 所有

第1款 一般原則（第99条～第108条）

第2款 所有権の発生、消滅（第109条～第124条）（以上54巻1号）

第3款 家族の財産権（第125条～第133条）

第4款 相隣権（第134条～第141条）

第5款 公共目的の集合住宅の所有権（第142条～第149条）

第6款 権利行使目的による他人の所有権の制限（第150条～第152条）

第13節 担保権

第1款 担保の一般原則（第153条～第160条）

第2款 動産または権利の担保の特則（第161条～第164条）

第3款 不動産の担保／抵当権／（第165条～第181条）

第4款 国家登録（第182条～第185条）（以上54巻2・3号）

第2編 義務

第1章 一般原則

第14節 総則（第186条～第188条）

第15節 契約の法律関係

第1款 一般原則（第189条～第194条）

第2款 契約締結（第195条～第199条）

第3款 契約標準条件（第200条～第202条）

第4款 第三者の利益となる契約（第203条）

第5款 契約の解除（第204条～第205条）

第16節 義務の履行

第1款 一般原則（第206条～第216条）

第2款 金銭支払義務の履行（第217条～第218条）

第17節 義務の履行妨害の条件

第1款 一般原則（第219条～第221条）

第2款 期間徒過から生ずる効果（第222条～第224条）

第3款 双務契約の義務違反（第225条～第227条）

第18節 損害賠償（第228条～第230条）

第19節 義務履行の充足方法（第231条～第235条）

第20節 義務の消滅（第236条～第240条）

第21節 多数当事者の参加する義務（第241条～第242条）（以上54巻4号）

第3編 契約の法律関係

第1章 財産の所有移転に関する契約上の義務

第22節 売買および交換

- 第1款 一般原則 (第243条～第261条)
- 第2款 信用売買 (第262条～第264条)
- 第3款 財産買戻権付き売買契約 (第265条～第268条)
- 第4款 将来財産売買契約／オプション／ (第269条)
- 第5款 優先買取権 (第270条～第273条)
- 第6款 交換 (第274条～第275条)

第23節 贈与 (第276条～第280条)

第24節 消費貸借 (第281条～第286条) (以上55巻3・4号)

第2章 財産を他人の占有、使用に移転させる契約上の義務

第25節 財産の賃貸借

- 第1款 一般原則 (第287条～第301条)
- 第2款 集合住宅の賃貸借 (第302条～第311条)
- 第26節 ファイナンス・リース／レンツェン／ (第312条～第317条)
- 第27節 リース (第318条～第326条)
- 第28節 農用地リース (第327条～第332条)
- 第29節 フランチャイズ (第333条～第338条)
- 第30節 財産の無償使用 (第339条～第342条)

第3章 労務遂行、提供に関する義務

- 第31節 請負 (第343条～第358条)
- 第32節 雇用 (第359条～第368条)
- 第33節 労働 (第369条)
- 第34節 旅行 (第370条～379条) (以上本号)

<翻訳>

第2章 財産を他人の占有、使用に移転させる契約上の義務

第25節 財産の賃貸借

第1款 一般原則

第287条 財産の賃貸借契約

287.1. 財産の賃貸借契約により、賃貸人は、特定の財産を一時的な期間にわたり賃借人の占有、使用に移転させる義務を、賃借人は、財産使用の賃料を支払う義務を、それぞれ負担する。

第288条 賃貸人の権利、義務

288.1. 賃貸人は、以下の義務を負う：

288.1.1. 賃貸期間にわたり、契約の定めにしたがって使用可能で、使用要件を充足した、物理的かつ権利の瑕疵のない財産を移転させる；

288.1.2. 法律または契約に定めがある場合、賃借人に対して、借受財産に関する必要費を適切に支払う；

288.1.3. 別段の定めがないかぎり、借受財産の修繕を行なう；

288.1.4. 法律または契約に定めるその他の義務。

288.2. 賃貸人は、以下の権利を有する：

288.2.1. 貸与財産から分離できる価値増加部分を分離して取りのぞく；

288.2.2. 賃借人が本法 289.1.3、289.1.4. に定めた義務を履行しないことから自己の被った損害につき適切な賠償請求をする；

288.2.3. 賃借人に対し事前に警告していた場合に、借受財産を劣化させ、損壊し、もしくは劣化、損壊する状況になった、または賃借人が3ヶ月以上の賃料不払いがあった場合、契約期間前に終了させ、損害賠償を請求する；

288.2.4. 契約に別段の定めがないかぎり、借受財産につき、許可なく勝手に行なった分離できない価値増加部分の価額について、賃借人に対する支払を拒絶する；

288.2.5. 法律または契約に定めるその他の権利。

第 289 条 賃借人の権利、義務

289.1. 賃借人は、以下の義務を負う：

289.1.1. 契約に定めた条件、目的にしたがって、借受財産を使用する；

289.1.2. 期間内に財産使用の賃料を支払う；

289.1.3. 賃貸人の承諾なしに、財産またはその造作、構造を変更したり、修繕しない；

289.1.4. 借受財産につき、通常の、または契約で合意した老朽化を超えて劣化させない；

289.1.5. 契約終了の際に、財産全体を原状に服して賃貸人に返還する；

289.1.6. 借受財産につき、瑕疵が明らかになった、または損壊状態になったことにより、財産全体の原状維持のために必要な措置を講ずる必要が生じた場合、このことを賃貸人にきわめて速やかに通知する；

289.1.7. 法律または契約に定めるその他の義務。

289.2. 賃借人は、以下の権利を有する：

289.2.1. 賃借人の過失によらず借受財産を使用できなくなった場合、賃料の支払を拒絶する；

289.2.2. 借受財産全体の原状維持のために必要な費用を賃貸人に請求する；

289.2.3. 借受財産が他人の生命、または健康に危険を及ぼすおそれがある場合、本法 294.3 に定める期間を考慮せずに、契約を終了させる；

289.2.4. 残余契約期間について財産を借受ける意思があり、支払能力ある者を賃借人として契約終了する場合に、賃貸人に対して1ヶ月前に契約終了の通知をして、期間前に契約を終了させる；

289.2.5. 両当事者の異なる合意がないかぎり、賃貸人の承諾により、借

受財産を自己の費用で修繕し価値を増加させた際に支出した費用につき、契約終了後に貸貸人に対して支払請求する；

289.2.6. 借受財産と分離できる価値の増加を行なった場合、契約の終了にあたって、分離して取得する；

289.2.7. 貸貸人の承諾により、財産を第三者に移転し、転貸する；

289.2.8. 法律または契約に定めるその他の権利。

289.3. 本法 289.2.7. に定める場合に、貸貸人が承諾したときは、正当な根拠なしに解除する権利を有しない。

289.4. 契約締結時に、貸借人が自ら被るおそれがある危険を知っており、かつ何の訴えも提起しなかった場合であっても、本法 289.2.3. に定める規定を準用する。

289.5. 契約締結時またはその後、財産の瑕疵が明らかになったが、貸貸人がその瑕疵を除去する義務を履行せず、履行を回避し遅延させている場合、貸借人は賃料額を減額させ、被った損害につき適切な賠償請求権を有する。

289.6. 本法 289.2.7. の定めによる財産転貸借契約の期間は、原契約の期間を超えることができない。

289.7. 財産賃貸借契約の義務を適切に履行している貸借人は、契約期間の終了にあたり、その財産を借受ける新たな契約を他の者に優先して締結する権利を有する。貸貸人がそれに違反して、他の者と財産賃貸借契約を新たに締結する場合、新たな貸借人の権利、義務を自己に移転させるよう請求する権利を有する。

第 290 条 財産の瑕疵

290.1. 契約により定めた数、範囲、性質を有する財産については、物理的瑕疵がないものとする。

- 290.2. 契約に財産の性質・内容についての定めがない場合、契約に定めた目的にしたがって使用できる財産については 物理的瑕疵がないものとみなす。
- 290.3. 賃借人の借受財産について、第三者に何らの請求権もない場合、当該財産については、権利の瑕疵がないものとする。
- 290.4. 貸与財産が第三者の権利により制限されている場合、その結果については、賃貸人が責任を負う。
- 290.5. 貸与財産の瑕疵から財産の使用が制限された場合、その限度で、賃貸人に支払う賃料を減額する。
- 290.6. 賃貸人が財産の瑕疵を除去し、また瑕疵が当該財産の通常の使用の妨げにならない軽微な性質のものである場合、本法 290.5. に定めた手続を適用しない。
- 290.7. 賃貸人が財産の瑕疵を除去する義務を履行しない場合、賃借人は賃貸人に対し、その瑕疵の除去に関係する費用の請求権を有する。
- 290.8. 賃借人が契約締結時に財産の瑕疵について知っていた場合、法律に別段の定めがないかぎり、これに関する訴えを提起する権利は生じない。

第 291 条 賃借人の免責原因

- 291.1. 賃借人が契約の定める条件、目的にしたがって借受財産を使用した結果、当該財産が劣化した場合には、責任を負わない。

第 292 条 賃料支払手続

- 292.1. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、賃借人は契約期間終了の際に、賃料を支払う。
- 292.2. 継続して一定の期間ごとに賃料を支払う旨定められている場合、そ

の期間内に支払う。

292.3. 両当事者の合意がある場合、増加費用の支払についても同様に支払う。

292.4. 賃借人が自己の過失により、財産を使用できなくなった場合、賃料の支払を免れない。

292.5. 賃料支払要件に反する財産賃貸借契約に関して、賃借人は自らの要件を充足させ、またはそれをみなすよう請求する権利を有する。そのような要件やみなさせる権利を制限する契約の効力はない。

第 293 条 財産賃貸借契約の期間

293.1. 一定の期間により、または期間を定めなくて、財産賃貸借契約を締結することができる。

293.2. 10 年以上の期間にわたる財産賃貸借契約を締結した場合、10 年を経過すれば、本法 294.3. に定める期間内であれば、当事者のいずれも契約を終了させることができる。

第 294 条 財産賃貸借契約の終了

294.1. 財産賃貸借契約は、以下の原因により、終了する：

294.1.1. 契約期間の満了；

294.1.2. 期間を定めなくて契約を締結した場合、当事者の一方が契約終了を通知した後に、法律または契約に定める期間が経過した；

294.1.3. 法律または契約に定める原因による契約の終了。

294.2. 以下の正当と認められる理由により、両当事者は契約を終了させることができる：

294.2.1. 一方当事者が過失により、義務の履行または適切かつ正当な履行をしない場合、相手方の判断により；

- 294.2.2. 賃貸住宅区画が、賃貸人自らまたはその近い親類にとって必要となった；
- 294.2.3. 賃貸人の申出により、市場価額まで賃料を増加する合意をしたにもかかわらず、賃借人が支払を拒絶した；
- 294.2.4. 法律に定めた他の原因。
- 294.3. 契約に別段の定めがなく、定められた条件から正当な理由が認められないかぎり、財産賃貸借契約の終了期間は3ヶ月である。この期間は、契約の終了を相手方に通知した後から起算する。
- 294.4. 財産賃貸借契約の対象が居住目的の家具付住宅である場合、賃貸人は契約を終了させるにあたり、本法 294.3. に定めた期間を用いる権利がある。
- 294.5. 本法 294.4. に定める手続はホテル、公共住宅に適用しない。
- 294.6. 賃貸人は、集合住宅の賃貸借契約を終了する請求を書面で提出するものとする。

第 295 条 財産賃貸借契約終了の効果

- 295.1. 財産賃貸借契約の終了にあたり、賃借人は財産につき通常または契約によって合意した老朽化の限度で当該財産を賃貸人に返還する。
- 295.2. 土地賃借人は自らのいかなる請求であってもそれを充足する目的で、契約終了後に土地を返還しないで留置することはできない。
- 295.3. 賃借人が財産を第三者の使用に移転していた場合に、賃貸人がその第三者と転貸借関係にないときは、契約終了にあたり、賃貸人は第三者に財産を請求することができる。
- 295.4. 契約終了にあたり、賃借人が財産を返還する期間を徒過し場合、賃貸人は自ら被った損害として、延着までの期間に支払われるべき賃料の限度で請求権を有する。

第 296 条 財産賃貸借契約の継続または延長

296.1. 財産賃貸借契約の期間が満了したが、賃借人による財産の延長使用を賃貸人が拒絶した場合、期間の定めのない契約をこれまでと同様の条件で延長したものとみなす。

296.2. 期間を定めた集合住宅賃貸借契約を締結した場合、賃借人は賃貸人に対し、契約期間満了の 2 ヶ月前に、期間を定めたまたは期間の定めがない契約として延長する意思を書面で提出できる。この場合本法 294.2. に定める原因が存在しないときには、賃貸人が契約を延長できる。

第 297 条 財産を第三者の所有に移転した効果

297.1. 財産の賃貸人が賃借人の占有する財産を第三者の所有に移転させた場合、賃貸人のすべての権利、義務は第三者である新たな所有者に移転する。

第 298 条 財産賃貸借契約における両当事者の請求を充足する出訴期間

298.1. 賃貸人は、財産の変更、劣化から自ら被った損害を適切に賠償させるために、賃借人は、財産全体の原状を確保するために支出した費用を適切に支払わせるために、それぞれ契約終了後 6 ヶ月以内に訴えを提起する権利を有する。

298.2. 出訴期間については、本法 76 条に定める手続により計算する。

第 299 条 賃借人の占有を保護する権利

299.1. 賃借人は、借受財産の占有につき、所有者またはその他の者による侵害から、法律に定めた方法で保護される権利を有する。

第 300 条 効力のない財産賃貸借契約

- 300.1. 以下の財産賃貸借に関する契約または合意は効力がない：
- 300.1.1. 賃貸人が財産の瑕疵について知っていたにもかかわらず、故意に知らせない場合に、財産の瑕疵に関する責任を負わないまたは負う責任が十分でない；
- 300.1.2. 集合住宅賃貸借契約において、契約を終了させる権利を消滅させ、制限する；
- 300.1.3. 被った損害を明らかに超える限度で、賃借人に対し、損害の賠償義務を負わせる；
- 300.1.4. その他本法に定めた場合。

第 301 条 賃貸人の留置権

- 301.1. 土地、建物または集合住宅の賃貸人は、財産賃貸借契約の履行に関する請求を確保する目的で、当該土地、建物、集合住宅に存在する賃借人の財産に対し、留置権を有する。
- 301.2. 賃貸人が担保を設定した財産について、賃借人が通常の経済活動を行なうために使用することを目的として、または通常の生活関係の範囲であることを条件として返還取得した場合、当該財産に対する留置権は終了する。

第 2 款 集合住宅の賃貸借

第 302 条 集合住宅の賃貸借

- 302.1. 集合住宅賃貸借契約により、賃貸人は、居住目的の建物、住宅、集合住宅の部屋を賃借人の占有に移転させる義務を、賃借人は、合意した賃料を支払う義務を、それぞれ負担する。
- 302.2. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、集合住宅賃貸借契約の

独立した対象とならない、集合住宅の共同使用区画／熱源および水道スペース、建物の入口、階段など／は、集合住宅に居住する賃借人が平等に利用する権利を有する。

302.3. 賃貸人には、集合住宅建物、住宅、部屋内部の改築に関して必要不可欠な工事を行なう際、通常相当な期間内に、賃借人に事前通知する義務があり、賃借人には、それを妨げないようにする義務がある。

302.4. 集合住宅賃貸借契約に対して、本法の関連規定を準用する。

第 303 条 集合住宅賃借人の優先権

303.1. 集合住宅の賃借人が当該集合住宅を継続して過去 3 年間占有し、義務を適切に履行した場合、賃貸人の設定した条件にしたがい、その集合住宅を優先して購入し、または集合住宅を優先して新たに賃借する契約を締結する権利を有する。

第 304 条 集合住宅賃借人による契約の解除

304.1. 借受けた集合住宅のすべてまたはその一部が期間内に賃借人に対して移転されないことから、その契約利益を得られず、または賃借人が後にその集合住宅を使用する権利を失った場合、本法 294.3. に定める期間にかわりなく、賃借人は契約を終了させる権利を有する。

第 305 条 集合住宅の転貸借

305.1. 賃借人は、賃貸人の承諾により、自己の借受けた集合住宅の全部または一部を第三者に転貸借する権利を有する。

305.2. 本法 305.1. に定める場合、賃貸人は正当と認められる理由なしに、解除する権利を有しない。

305.3. 以下の原因をもって、正当と認められる理由とみなすことができる：

- 305.3.1. 転借人の個人的事情による理由であり、かつ賃貸人に解除する重大な原因がある場合；
- 305.3.2. 集合住宅の区画の限度を著しく超えた；
- 305.3.3. 法律または契約に定めたその他の理由。
- 305.4. 両当事者が転貸借契約期間を定める場合、集合住宅の原賃貸借契約における原期間を超えることができない。
- 305.5. 期間の定めのない転貸借契約を締結し、かつ両当事者がいつでも契約解除できる権利を有する場合、本法 294.3. に定める期間を遵守する義務がある。
- 305.6. 集合住宅を転貸借した場合には、集合住宅賃貸借契約の終了にあたり、転貸人の権利、義務は賃貸人に移転する。

第 306 条 集合住宅賃借人の家族の権利

- 306.1. 賃貸人と同居している夫または妻、子、父、母を家族構成員とする。
- 306.2. 本法 306.1. に定めた家族構成員の親類以外の者、さらにその扶養に服して労働能力のないまま 1 年を超えない期間同居し、共同生活を営みながら支援を受ける者は、賃借人の家族構成員とみなすことができる。
- 306.3. 家族構成員に関する争いについては、裁判所が判決する。
- 306.4. 集合住宅賃借人と同居している家族構成員は、法律または集合住宅賃貸借契約にしたがって、賃借人のすべての権利を行使し、義務を負う。
- 306.5. 集合住宅賃借人またはその家族構成員の意思により、家族構成員のいずれかが集合住宅賃貸借契約を締結することができる。
- 306.6. 成年である家族構成員が家族構成から離脱するにあたり、集合住宅を占有し使用する権利に関して生ずる争いについては、誰が集合住宅賃貸借契約を締結したかにかかわらず、裁判の手續により判決する。

306.7. 集合住宅賃貸人が死亡した場合、その者の同居人、共同生活を営んでいた家族構成員に対し、賃借人の権利、義務が移転し、かつこの場合、家族構成員は本法 294.3. に定める期間内に契約を終了する権利を有する。

306.8. 離婚するにあたり、借受けた集合住宅を占有する権利について夫婦が争った場合、裁判所が争いを判決する。この場合に、裁判所が賃借人でない夫または妻に対し、集合住宅を占有させるよう判決したときは、この者が賃借人となる。

第 307 条 一時居住者

307.1. 賃借人が、自己の占有している集合住宅につき、契約をせず、賃料なしで、一時居住者に間借りさせた場合、賃借人がひとたび請求をすれば、一時居住者はその集合住宅を明渡す義務がある。

第 308 条 集合住宅所有権の他の所有者に対する移転

308.1. 他人に賃貸した集合住宅の所有権を他人に移転しても、集合住宅賃貸借契約は有効のまま残るものとする。

第 309 条 集合住宅建物の取去による集合住宅賃貸借契約の終了

309.1. 関係機関の決定により、集合住宅建物を撤去する場合、集合住宅賃貸借契約は終了するものとする。

309.2. 本法 309.1. の定めにより、契約が終了した場合、賃借人に対し、他の集合住宅を提供するか、またはそれが不可能な場合には必要な費用をその機関が適切に支払う。

309.3. 使用に必要な要件を充たさなくなったために集合住宅建物を撤去する場合、本条の規定は適用しない。

第 310 条 労働契約により使用者と労働者が締結する集合住宅賃貸借契約

310.1. 使用者が労働契約により、期間の定めなく自己の支配する集合住宅を労働者に賃貸する契約を締結した場合、当該労働者と締結した労働契約が終了したときは、使用者は集合住宅賃貸借契約を終了する権利を有する。

310.2. 使用者が労働契約により、一定の期間にわたり集合住宅を労働者に賃貸する契約を締結し、かつその期間経過前に労働者と締結した労働契約が終了した場合、集合住宅賃貸借契約の終了にあたっては、本法 294.2、294.3. に定める規定を準用する。

第 311 条 公的集合住宅

311.1. 公職の地位、猶予を享受できる権利の取得に関する法律の定める手続にしたがって、特定の者に対し、一時的な期間移転された集合住宅を公的集合住宅とする。

311.2. 本法 311.1. に定める者の公職、または猶予を享受できる権利が終了した場合、権利を有する者に対してその集合住宅を返還し取得させる。

311.3. 法律に別段の定めがないかぎり、公的集合住宅の占有に関する関係に対しては、財産賃貸借契約に定める関連規定を準用する。

第 26 節 ファイナンス・リース／レンツェン／

第 312 条 ファイナンス・リース契約

312.1. ファイナンス・リース契約により、レッサーは、契約に定めた期間にわたり財産をレシーの使用に移転させる義務を、レシーは、定められた期間にわたりリース料を支払う義務を、それぞれ負担する。

312.2. レッサーは、レシーの意思、指示にしたがい、契約の対象となる

財産を自ら製造し、または第三者に製造させ、かつ買取る義務を負う。

312.3. レッシーは、契約期間終了後、契約の対象となる財産を買取り、または継続してリースする旨、ファイナンス・リース契約において定めることができる。

312.4. レッシーは、契約期間終了後、ファイナンス・リース契約の対象の老朽化による減価の総価値を補償した場合、ファイナンス・リース契約の対象を買取るか、または賃借する権利、義務を有する。

第 313 条 ファイナンス・リース契約の方式、条件

313.1. ファイナンス・リース契約は書面で行なう。

313.2. 契約書には、契約の合計価額、リース料、その支払手続、期間、契約期間前に終了する場合の契約価額の支払終了手続を記載する。

313.3. 本条に定める手続に違反したファイナンス・リース契約の効力はない。

第 314 条 レッサーの負う責任

314.1. レッサーは、レッシーに対して契約対象となる財産を移転しない、期限に遅れて移転した、または要件を充さない物を移転した場合、財産賃貸借契約と同様の責任を負う。

314.2. 契約に定めがある場合、レッシーは、レッサーに対して訴えの請求を主張する前に、財産の売主または提供者に対し、自己の被った損害につき適切に賠償請求することができる。

第 315 条 レッサーの請求額の算定

315.1. レッシーの過失により、ファイナンス・リース契約が期間前に終了した場合、レッサーが行なう請求額の算定にあたっては、リースした

物の減価試算価額、不払料、その他の費用を考慮して判断する。

第 316 条 ファイナンス・リース契約における第三者の権利、義務

316.1. 契約に定めがある場合、第三者は、レッシーの注文によって契約の対象となる物を製造または提供し、レッサーに対して、適切な賃金、費用を請求する権利を有する。

316.2. 契約に定めがある場合、第三者は、契約の対象を修理し、それを適切なものにし、設置し、レッシーに対して使用に関する価額の正確な通知を行なう義務を負う。

第 317 条 ファイナンス・リース契約に適用されるその他の規定

317.1. 本節に別段の定めがないかぎり、ファイナンス・リース契約に対して、財産賃貸借契約に関する本法の規定を準用する。

第 27 節 リース

第 318 条 リース契約

318.1. リース契約により、貸主は、経済的事業活動の実施または特則で定める目的の履行の対象となる特定の財産を借主の占有、使用に移転させる義務を、借主は、契約で合意したリース料の支払義務を、それぞれ負担する。

318.2. 借主は、契約に定めた期間にわたり、当該財産を目的にしたがって使用した結果発生する果実を取得する権利を享有する。

318.3. リース契約は書面で締結し、かつ不動産リース契約は不動産登録機関に登録させるものとする。

318.4. 本法 318.3. に定める要件を充さない契約は効力がない。

318.5. 本節に別段の定めがないかぎり、リース契約に財産賃貸借契約の規定を準用する。

第 319 条 リース料

319.1. リース料は、金銭、または他の方法で支払うよう合意することができる。

319.2. 突発のまたは不可抗力の性質を有する非常事態のため、リース財産の品質が失われた場合、両当事者の合意したリース料の額を変更することができる。

第 320 条 リース期間

320.1. 両当事者は合意によりリース契約期間を定める。

320.2. 10年以上の期間にわたりリース契約を行なう場合、10年を経過した後には、いずれか一方の当事者の請求により、または法律に定めた手続により契約を終了することができる。

320.3. 期間を定めない土地または権利のリース契約の場合、リースした年の最後か、またはリースした年が終了した後1ヶ月以内に終了することができる。

320.4. リース契約の期間前の終了については、本法 320.3. に定める手続にしたがう。

第 321 条 付加施設を伴う土地リース

321.1. 付加施設を伴う土地リースの借主には、利用するすべての部分を維持管理する義務がある。

321.2. 借主に基づかない理由で、付加施設が消失または毀損した場合、貸主には交換義務がある。

- 321.3. 土地の借主は、リースにあたり自らが付加施設を評価し、リース契約終了の際に貸主に返還する旨合意していた場合に、突発のまたは不可抗力の性質を有する非常事態のため、付加施設が消失または毀損した結果について責任を負う。
- 321.4. 契約に定めた場合、借主は、借受けている付加施設の一部を営利目的で処分することができる。
- 321.5. 借主には、借受けた土地の付加施設につき、営利目的での使用に必要な限度で留めておく義務がある。
- 321.6. リース契約終了後、借受けた付加施設に一体化され分離できない物は、貸主の所有に移転する。
- 321.7. リース契約が終了したことにより、借主は貸主に対し、借受けた付加施設を返還する義務を負う。
- 321.8. 付加施設を借主に移転した時点の価額と、借主から貸主に返還された時点の価額の間で差額が生じた場合、借主が適切に支払う。付加施設の価額については、リース契約が終了した時点の相場価格で支払う。
- 321.9. 貸主は、借主が一体化させた、経済的事業活動の実施にあたって重要でない、または過度に高額である付加施設を受領せず、または支払を拒絶する権利を有する。
- 321.10. 借主は、借受けた土地の付加施設に関して生ずる請求を確保させるため、リースにより占有する土地の付加施設を担保に供する権利を有する。貸主が請求を他の方法で充足した場合、借主は担保に供する権利を放棄するものとし、請求の一部を金銭の支払いで充足した場合、貸主が、担保される付加施設のいずれかの部分を担保の対象から免除する。

第 322 条 工場および営業のリース

- 322.1. 工場、営業を付加施設とともに、リースすることができる。
- 322.2. 付加施設に属する家畜、養育動物が死亡または傷害を負った場合、経済的事業活動を適切かつ正当に実施したかどうかにかかわらず、借主には、貸主に生じた損害を賠償する義務がある。
- 322.3. 工場、営業のリースにあたっては、本法 321. 条に定める規定を準用する。

第 323 条 転リース

- 323.1. 契約に別段の定めがないかぎり、借主は、貸主の承諾があった場合にのみ、借受財産を転リースすることができる。
- 323.2. 転リース財産につき、転借主は原貸主に対し、原貸主の承諾と異なる使用の結果について責任を負う。この場合、原貸主は、転借主の使用権を終了させる請求権を有する。

第 324 条 借主の変更

- 324.1. リース契約期間終了前に借受けた財産を貸主に返還した場合、借主は、契約期間終了までのリース料を免れない。
- 324.2. 借主が自己の代わりに、リース契約条件を受入れ、支払能力を有する他の者を借主として申出たのに対し、貸主が承諾した場合には、借主は本法 324.1. に定める義務を免れる。

第 325 条 借主の死亡後のリース契約の継続

- 325.1. 借主が死亡した場合、その相続人または貸主は、暦年の当該四半期が終了してから 6 ヶ月以内に、リース契約を終了することができる。
- 325.2. 借主の相続人自らまたは第三者によって転リースしていた財産につき、営利目的で使用することができると判断した場合、リース契約の

終了を拒絶し、契約の継続を貸主に請求することができる。

第 326 条 借主の責任

326.1. 借主は、リース契約終了後に、通常のまたは契約により合意した老朽化を清算し、借受けた財産を返還する義務を負う。

326.2. 貸主は自ら被った損害、徒過した期間のリース料の適切な支払を請求できる。

第 28 節 農用地リース

第 327 条 農用地リース契約

327.1. 農用地を農業目的で居住しながら使用するために、または農業目的で使用する工作物と共に、もしくは工作物なしにリースすることができる。

327.2. 本節に別段の定めがないかぎり、農用地をリースするにあたり、リース契約の規定を準用する。

第 328 条 契約により移転する財産

328.1. 貸主は貸主に対し、契約に定めた目的にしたがった使用の要件を充たす財産とともに、土地を移転する義務を負う。

328.2. 契約に別段の定めがないかぎり、借主は、リースにより移転した住居または農業の目的の建造物、道、ハシャー塀などの財産をすべて完全な状態で保存するために必要な修繕を自己の費用で行ない、借受財産を農業目的で使用する義務を負う。

328.3. リース契約関係の発生、終了の時に、両当事者が契約により移転する場合、財産の適切な数量、価額、移転時点の質などを記載した一覧

表を共同で作成して署名し、保証する。

第 329 条 貸主の担保権

329.1. 貸主は、リース契約により、借主に対する請求を確保するために、借主が借受けた財産を使用した結果取得した物、果実を担保する権利を有する。

第 330 条 契約期間の延長

330.1. 農用地リース契約は2ヶ月以上の期間にわたり、書面で行なうものとし、またこれにしたがわないまま締結した契約については、期間を定めずに締結したものとみなし、その契約が有効となってから1年を越えたことにより終了することができる。

330.2. 3年以上の期間にわたり締結された契約の延長について、契約の一方当事者が申出た後3ヶ月以内に、相手方が拒絶する旨の通知をしなかった場合、期間の定めなしに締結したものとみなす。

330.3. 契約延長についての申出または拒絶は書面で行なう。

第 331 条 必要費支払義務

331.1. 貸主には、借主に対して、貸与財産に関して支出した必要費を適切に支払う義務がある。

331.2. 本法 331.1. に定めた費用以外のものについて、貸主が適切に支払うことを承諾した場合、リース関係が終了した時点で支払う。

第 332 条 契約を終了時点の両当事者の権利、義務

332.1. 農業活動の適切かつ正当な実施の結果として収穫物を収穫できないためリース契約が終了した場合、借主は、リース契約の延長を貸主に

請求し、また貸主は、収穫できない収穫物の価値を借主に支払う義務を負う。

- 332.2. 農用地リース期間終了にあたり、借主は、貸主に対し、土地、建造物、設備につき、通常のまたは契約により合意した老朽化を清算し、継続して通常の農業活動を行なう要件を充たすようにすべてを原状回復する義務を負う。
- 332.3. 借受財産が最初に借受けた時点より増加した場合、借主は、貸主に對して、適切な支払請求権を有する。
- 332.4. リース契約終了にあたり、借主が分離可能な価値増加部分を分離して取得するか、または貸主が適切な価額を支払って自ら取得することができる。

第 29 節 フランチャイズ

第 333 条 フランチャイズ契約

- 333.1. フランチャイズ契約により、フランチャイザーは、定められた手続に基づいて、自己の事業会社の名称、物品または労務の商標、製品模型、包装、さらに事業管理の意思決定、事業計画、ロジスティクス、物品製品、労務を取得する基本方針などの無体財産の使用によるすべてのライセンスをフランチャイジーに与える義務を、フランチャイジーは、フランチャイザーの起案する意思決定、共同事業プログラムにしたがった事業活動の実施、決められた割合に応じた報酬、手数料、または収入を支払う義務を、それぞれ負担する。

第 334 条 契約当事者の義務

- 334.1. フランチャイザーは、以下の義務を負う：

- 334.1.1. 第三者の介入から共同事業プログラムを保護する；
 - 334.1.2. プログラムを定期管理する；
 - 334.1.3. フランチャイジーにとって必要な情報を確保する；
 - 334.1.4. フランチャイジーに対する技術援助を行なう；
 - 334.1.5. フランチャイジーに対する労働者教育を行なう。
- 334.2. フランチャイジーは、以下の義務を負う：
- 334.2.1. 契約により、目的にしたがって取得した権利、財産を効率的に使用する；
 - 334.2.2. 正当な報酬、手数料、収入を定められた期間にわたり支払う；
 - 334.2.3. 契約に別段の定めがないかぎり、取得した権利、財産をフランチャイザーの利益になるよう保護する；
 - 334.2.4. フランチャイザーの承諾なしに、ライセンスまたはフランチャイズ契約を第三者に移転しない；
 - 334.2.5. 契約に別段の定めがないかぎり、フランチャイザーが行なう教育に労働者を参加させ、関係費用を支払う；
 - 334.2.6. フランチャイザーの物品または労務の商標を使用するにあたっては、関係者または顧客に対してライセンスによる使用を周知徹底する。
- 334.3. 両当事者は契約締結にあたって必要とされるすべての情報を誠実にかつ相互に交換し、契約締結に至らない場合、無償で情報の秘密を守る義務を負う。

第 335 条 フランチャイズ契約の方式

- 335.1. フランチャイズ契約は書面で行なう。
- 335.2. フランチャイズ契約においては、契約存続期間、契約終了、期間延

長手続、当事者の負う義務、その他主たる条件を示すとともに、フランチャイズを行なうプログラムのすべてを示すものとする。

第 336 条 フランチャイズ契約の期間

- 336.1. フランチャイズ契約の期間は当該物、製品、労務の需要、競争市場を理由として、両当事者の合意により定める。
- 336.2. 10年以上の期間にわたるフランチャイズ契約が締結された場合に、10年経過後に契約期間を定めないときは、両当事者のいずれかが契約を終了する旨を相手方に通知してから1年以内に終了するものとする。
- 336.3. 契約に定めた期間が終了したが、一方当事者の申出により両当事者が相互に信頼し、共同事業経営方針にしたがった事業関係が終了するに至るまでは、期間を定めてまたは定めないで当該条件または新たな条件で契約を延長することができる。

第 337 条 競業禁止の制限

- 337.1. フランチャイザーは、フランチャイズ契約終了後、フランチャイジーに対して、1年間にわたり、一定の領域において自らと競争相手になることを禁止する権利を有する。
- 337.2. 本法 337 条に定める禁止が、フランチャイジーの本業に重大な損害を与える場合、フランチャイザーは、適切な金銭を支払う義務を負う。

第 338 条 両当事者の負う責任

- 338.1. 両当事者は、契約により負担する義務を履行し、かつ与えた通知が事実であることにつき、責任を負う。
- 338.2. フランチャイジーは、フランチャイズ契約の義務に関して、フランチャイザーに与えた損害、費用を適切に支払う義務を負う。

338.3. フランチャイザーは、フランチャイズ契約の結果としてフランチャイジーが得る収入について保証せず、責任を負うことはない。

338.4. フランチャイジーの過失による活動から顧客に与えた損害について、フランチャイザーは責任を負わない。

第 30 節 財産の無償使用

第 339 条 財産の無償使用契約

339.1. 財産の無償使用契約により、一方の当事者は、相手方に対し、一つの完全な性質で確定される特定財産を無償で使用させるために移転する義務を、相手方は、当該財産を目的にしたがって使用し契約終了にあたってすべて原状のまま返還する義務を、それぞれ負担する。

339.2. 財産の無償使用契約については、財産賃貸借契約を定める本法 289.1.3、289.1.6、289.2.6、293、295.3、296、297、298. を準用する。

第 340 条 財産を無償使用する借主の義務

340.1. 財産を無償使用する借主は、以下の義務を負う：

340.1.1. 契約に定めた目的にしたがって財産を使用し、通常の老朽化以上に劣化させない；

340.1.2. 貸主の承諾なしに、財産を第三者の占有、使用に移転しない；

340.1.3. 財産の通常の状態を確保するための必要費について責任を負う；

340.1.4. 契約期間終了にあたり、財産をすべて原状のまま返還する。

第 341 条 財産の無償使用契約の終了

341.1. 財産を無償使用させる貸主は、以下の場合、契約を終了する権利を

有する：

- 341.1.1. 期間を定めなくて、特定の目的で財産を使用するよう合意した場合には、当該目的による使用にあたり必要な期間を経過した後。ただし目的が定められない場合にはいつでも；
 - 341.1.2. 当該財産を自らが必要となった場合；
 - 341.1.3. 財産を無償使用する借主が本法 340.1.1. - 340.1.3. に定める義務を履行しないまたは適切かつ正当に履行しない場合；
 - 341.1.4. 財産を無償使用する者が死亡した。
- 341.2. 財産を無償使用する借主は当該財産をいつでも返還する権利を有する。

第 342 条 両当事者の負う責任

- 342.1. 財産を無償使用する貸主には、当該財産を使用する借主に対し、その物理的かつ権利の瑕疵につき、故意に放置していたことから生じた損害を適切に賠償する義務がある。
- 342.2. 財産を無償使用する借主は、過失によらずに財産に生じた損害について責任を負う。
- 342.3. 財産を無償使用する借主には、使用による通常の老朽化を超えて当該財産の劣化、損壊、費消、変更させたことから相手方に生じさせた損害を適切に賠償する義務がある。
- 342.4. 財産を無償使用する借主は、相手方の承諾により、当該財産を第三者に移転したとしても、財産を無償使用させる貸主に対して負担する責任を免れない。

第 3 章 労務遂行、提供に関する義務

第 31 節 請負

第 343 条 請負契約

- 343.1. 請負契約により、請負人は、注文者または自らの材料により、契約に定める仕事を完遂する義務を、注文者はその仕事の結果を受領して、合意した報酬を支払う義務を、それぞれ負担する。
- 343.2. 請負契約の対象は完遂した労務の結果である。
- 343.3. 請負人がなんらかの物を引渡す場合、その所有を注文者に移転させる。
- 343.4. 種類、品質で定められる物を製作して、注文者の所有に移転する場合、売買契約について定める規定を適用する。
- 343.5. 一定の種類 of 請負契約の特殊性を考慮して、特別法を定めることができる。

第 344 条 請負の報酬

- 344.1. 法律に別段の定めがないかぎり、完遂した仕事の報酬額または支払方法、手続、期間は両当事者の合意により定める。
- 344.2. 両当事者が仕事完遂の報酬を定めない場合、請負の性質、条件等を理由として権限ある機関が当該種類の請負に関する料金リストを公表しているときには当該リストに基づいて、それがなくときには現在の市場価格を考慮して報酬を支払う。

第 345 条 請負の予算

- 345.1. 契約に定めた仕事の完遂にあたり、請負人は予算を立てることができる。
- 345.2. 契約締結時にあらかじめ予想できなかった予算額の増加がある場合、

請負人には注文者に対し、きわめて速やかにその旨を通知する義務がある。

- 345.3. 注文者が予算額の増加により契約終了を決定した場合、請負人に対して、予算に定められた限度で請負の報酬を支払う義務を負う。
- 345.4. 請負人が予算算定にあたり根拠のない高価額を定めた場合、注文者は報酬の支払を拒絶する権利を有する。

第 346 条 報酬支払期間

- 346.1. 両当事者による別段の合意がないかぎり、仕事をすべて完遂し、仕事の結果を引渡したときに報酬を支払う。
- 346.2. 仕事を分割し、段階的に完遂する合意をして、請負の報酬もそれにあわせ分割して定めた場合、各部分の結果を引渡すときに適切に報酬を支払う。

第 347 条 元請人および下請人

- 347.1. 請負人は契約に定めた仕事の完遂を他人／下請人／に従事させることができる。この場合、請負人は、注文者にとって元請人、下請人にとって注文者となる。
- 347.2. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、請負人は注文者に対して、下請人による仕事の結果の責任を負う。

第 348 条 請負契約期間

- 348.1. 法律に別段の定めがないかぎり、両当事者の合意により請負契約期間を定め、かつ仕事の特徴を考慮して特別な猶予期間を定めることができる。
- 348.2. 法律に別段の定めがないかぎり、両当事者が合意により特別な猶予

期間の違反から生じた責任を定めた場合であっても、基本的期間の違反により生じた責任を超えないものとする。

第 349 条 請負人の責任について訴の請求を提起する期間

349.1. 請負人が契約条件に違反した、または完遂した仕事になんらかの瑕疵がある場合、注文者は法律または契約に別段の定めがないかぎり、当該訴えの請求は仕事の受領後6ヶ月以内に、通常の状態を受領したときには知ることができなかった不十分さについての訴えの請求は仕事の受領後1年以内に、それぞれ提起する。建造物、建物におけるこのような不十分さについての訴えの請求は受領後3年以内に提起することができる。

349.2. 法律または契約に保証期間が定められ、かつその期間内に仕事の不十分さが明らかになった場合、訴えの請求を提起する期間は不十分さを知った日から起算する。

349.3. 本条に定める訴えの請求を提起する期間が終了した日から起算して出訴期間を計算する。

第 350 条 請負人の義務

350.1. 請負人は、以下の義務を負う：

350.1.1. 契約に定める仕事を定められた期間内に完遂する；

350.1.2. 完遂する仕事の本来の性質、請負人の個人的状況に関連して自ら完遂すべき場合には、仕事を適切に自ら完遂する。

350.1.3. 以下の場合、注文者に対してきわめて速やかに通知する：

a / 請負により、注文者の移転した材料、請負の方法について注文者が与えた指示が、仕事の性質、結果に悪影響を与える場合；

6 / 仕事の性質、結果に悪影響を与えることで、請負人とは関係のな

いなんらかの事情が発生した場合。

- 350.1.4. 仕事の完遂にあたり、注文者から取得した財産のすべて完全な状態を確保するために必要なすべての手段を講じる；
- 350.1.5. 仕事の完遂にあたり、譲渡された注文者の材料を目的にしたがって無駄なく使用し、材料の使用状況を注文者に説明し、仕事完遂後に残存した材料を注文者に引き渡す；
- 350.1.6. なんらの不十分さもない結果を注文者の所有に移転する；
- 350.1.7. 不十分な仕事の結果をなくすために必要な費用／請負の報酬、材料費、交通費および運送料等／について責任を負う；
- 350.1.8. 自らの材料で仕事を完遂した場合、適切な性質の材料で完遂する。

第 351 条 注文者の義務

351.1. 注文者は、以下の義務を負う：

- 351.1.1. 契約に定めた期間内に、かつ仕事の完成を受領した場合、適切な手続にしたがい報酬を支払う；
 - 351.1.2. 完遂した仕事の結果を期間内に受領する；
 - 351.1.3. 契約に定めた場合、請負人に対して、仕事の完遂にあたり必要な材料、器具、設備、仕事場を提供する；
 - 351.1.4. 請負人の要求した品質を備えず、要求を充さない材料を交換し、不適切な指示を変更し、仕事の質、結果に悪影響を与えるその他の状況を除去するについて、自ら正当とみなすあらゆる手段を講じる。
- 351.2. 注文者が期間内に完遂した仕事の結果を受領する義務を履行しない場合、当該仕事の結果を受領したものとみなす。

第 352 条 請負契約における両当事者の請求

- 352.1. 請負契約により、両当事者が負う義務を履行しない、または適切かつ正当に履行しないことから生じた損害を適切に賠償させるにあたり、本法に定める一般手続を適用する。
- 352.2. 注文者は、以下の請求権を有する：
- 352.2.1. 完遂した仕事の結果に瑕疵がある場合、請負人の申出により、本人の費用でその瑕疵を除去させるか、または新たに仕事を完遂させる；
- 352.2.2. 定めた期間内に請負人が瑕疵の除去についてなんらの手段も講じない場合、注文者自らがその瑕疵を除去し、それに関する適切な費用を支払わせる；
- 352.2.3. 瑕疵を原因として仕事の結果の価額が減少した限度に応じて、請負人に支払う報酬を減額させる。
- 352.3. 瑕疵の除去に比較して高額な費用が必要であることを理由に、請負人が契約を拒絶する場合、本法 352.2.2. に定める注文者の権利は消滅する。
- 352.4. 注文者が仕事の結果を受領するときに、その欠陥を知っていたにもかかわらず、なんら主張しなかった場合、本法 352.2. に定める請求を提起する権利は失われる。
- 352.5. 請負人は、以下の請求権を有する：
- 352.5.1. 注文者が完遂した仕事の結果を受領しない、または仕事の完遂にあたって必要な行為もしくは、本法 351.1. に定める義務を履行しないことから生ずる損害を適切に賠償させる；
- 352.5.2. 仕事の結果の瑕疵を除去する目的で新たに仕事を完遂して、注文者に新たな結果を引渡した場合、以前に引渡した物の返還を受ける；
- 352.5.3. 注文者が自己の過失により仕事の結果を受領しない間に、完遂した仕事の結果が突発のまたは不可抗力の性質を有する非常事態のた

め、滅失、毀損し、または注文者の過失により仕事を期間内に履行できなくなった場合、仕事の報酬を支払わせる。

第 353 条 仕事の結果の瑕疵

- 353.1. 完遂した仕事の結果について、第三者が注文者になんらの請求をする権利もない場合には、その仕事の結果に権利の瑕疵はないものとする。
- 353.2. 契約に定めた数、範囲、品質が適切である場合、仕事の結果につき物の瑕疵はないものとする。
- 353.3. 契約において仕事の結果の数、範囲、品質についての定めがない場合、契約に定めた目的により使用可能な仕事の結果については物の瑕疵はないものとする。

第 354 条 請負人の担保権

- 354.1. 請負人は自己の請求を確保する目的で占有し、注文者の注文した仕事の結果である動産に対して、担保権を有する。
- 354.2. 契約の対象が建造物、建物およびその一部である場合、請負人は自己の請求を確保するために建造物、建物を建設した土地に対して、保証抵当権を有する。

第 355 条 契約の解除

- 355.1. 契約の一方当事者に義務の重大な違反があった場合、本法 225、226 条に定める原因、手続にしたがい、相手方が契約を解除し、生じた損害について適切な賠償を請求する権利を有する。
- 355.2. 注文者は、請負人が仕事をすべて完遂し終える前であれば、いつでも契約を解除する権利を有する。

- 355.3. 本法 226. 条の定めに反し、請負人が瑕疵の除去に関する追加義務を履行しない場合には、猶予期間を定め、事前催告する必要はない。
- 355.4. 注文者の注文が異なる条件で充足可能な場合、請負人は本法 355.2. の定めにより契約を解除する権利を有する。
- 355.5. 自らの過失によらず、その他正当と認められる非常事態が生じた場合、請負人は本法 355.4. に定める条件を考慮しないで、契約をいつでも解除する権利を有する。この場合、請負人は注文者に生じた損害を賠償する義務を負わない一方、契約終了前に請負人の完遂した仕事の結果により注文者になんらかの利益がある場合、請負人は完遂した仕事の報酬の支払請求権を有する。
- 355.6. 仕事終了前に、注文者が契約を終了させた場合、請負人に対し、契約終了前の収益、果実を控除して、与えた損害を適切に賠償する義務がある。

第 356 条 突発のまたは不可抗力の性質を有する非常事態時の危険負担

- 356.1. 請負の結果を注文者に移転させる前に、突発のまたは不可抗力の性質を有する非常事態により、当該請負の結果が滅失し、毀損した場合、請負人が生じた危険について責任を負う。
- 356.2. 注文者が請負の結果を期間内に受領しない場合、仕事の結果が請負人の占有にあったとしても、突発のまたは不可抗力の性質を有する非常事態により生じた結果については、注文者が責任を負う。
- 356.3. 本法 356.1.、356.2. に定めた場合に、請負の材料が滅失、毀損したときは、その材料を提供した当事者が危険について責任を負う。

第 357 条 請負に関する特約の効力がない場合

- 357.1. 仕事の結果の瑕疵について故意に隠匿していた請負人について、そ

れが後に明らかになった場合に責任の全部または一部を免責する旨を定めた特約は効力がない。

第 358 条 他の種類の請負契約の適用

358.1. 他の種類の請負契約に、本条に関する規定を準用する。

第 32 節 雇用

第 359 条 雇用契約

359.1. 雇用契約により、被用者は、合意した労務、役務を履行する義務を、雇用者は、賃金を支払う義務を、それぞれ負担する。

359.2. 本契約の対象はすべての種類の仕事、役務である。

第 360 条 雇用契約の賃金

360.1. 契約に別段の定めがないかぎり、労務を遂行する賃金は、労務、役務を遂行した後に支払う。

360.2. 必要がある場合、賃金を分割して、定期的に支払う旨合意することができる。

第 361 条 被用者自らによる義務の履行

361.1. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、被用者は契約に定める労務、役務を自ら履行し、かつ他人に義務を譲渡することはできない。

第 362 条 労務、役務の受領拒絶

362.1. 雇用者が労務、役務の受領期間を徒過し、受領を拒絶した場合、被用者は、将来にわたる労務の履行を拒絶して、合意した賃金の請求権

を有する。

第 363 条 被用者による労務、役務条件の確保

363.1. 雇用者は、被用者の健康、生命の安全を確保し、労務の特質、必要性に適合する労働場所、器具、設備を確保する義務を負う。

第 364 条 契約の終了

364.1. 雇用契約は合意した期間の到来により、終了する。

364.2. 契約に期間の定めがなく、また労務、役務の特質、目的から正当な期間が決められない場合、契約当事者はいつでも合意して契約を終了することができる。

第 365 条 契約の終了期間

365.1. 賃金支払期間が到来した契約は以下の期日に終了する：

365.1.1. 日払賃金の合意がある場合、賃金支払日の次の日；

365.1.2. 週払賃金の合意がある場合、賃金を支払った次の週の始まりの日；

365.1.3. 月払賃金の合意がある場合、賃金を支払った月から 15 日以内；

365.1.4. 四半期かそれ以上の期間で賃金を支払う合意がある場合、その期間終了後 30 日以内の支払いの日；

365.1.5. 賃金支払期間を定めない場合、14 日までの賃金支払による。

365.2. 5 年以上の期間にわたる雇用契約を締結した場合、被用者は契約締結の後 5 年後に契約を終了させることができる。契約を終了させる 6 ヶ月前に相手方に通知するものとする。

第 366 条 契約のみなし更新

366.1. 被用者が契約期間終了を相手方に通知して契約継続を請求したのに対し、雇用者が反対しない場合、期間の定めのない契約として更新したものとみなす。

第 367 条 契約解除の正当な原因

367.1. 本法 221 条に定める正当な原因により契約解除した場合、被用者には、契約解除までの期間内に履行した労務に対する賃金請求権がある。

367.2. 雇用者が契約による負担させた義務に違反して事業活動を遂行せず、被用者が契約により負担した義務を履行せず、また契約に反して事業活動を遂行したために契約を解除した場合、被用者は賃金請求権を喪失する。

367.3. 被用者が賃金の全部、または一部をあらかじめ取得していた場合に、契約が解除されたときは、事前に取得した賃金を返還する。

367.4. 雇用者が契約に反する事業活動を行わせた契約を解除した場合、契約解除により与えた損害を賠償する責任を負う。

第 368 条 在職証明の請求

368.1. 雇用契約関係が終了したとき、被用者は雇用者に対し、在職およびその期間について、書面による証明の発行請求権を有する。

第 33 節 労働

第 369 条 労働契約

369.1. 人は、人または法人と労働契約を締結することができる。

369.2. 労働契約締結の条件、手続は法律で定める。

369.3. 法律に別段の定めがないかぎり、労働契約に対して、本法総則規定

を適用する。

第34節 旅行

第370条 旅行契約

370.1. 旅行契約により、旅行主催者は、合意に基づいた役務を旅行者に提供する義務を、旅行者は、その役務の提供に対して合意した報酬の支払義務を、それぞれ負担する。

第371条 旅行への第三者の参加

371.1. 旅行者は旅行主催者に対し、旅行開始前に、自分の代わりに第三者を旅行に参加させるよう請求する権利を有する。

371.2. 本法371.1.に定める第三者は、旅行の実施要件に適しないと判断した場合、旅行主催者は旅行者に対し、旅行開始前に他者と交代するよう請求する権利を有する。

371.3. 旅行主催者は旅行者に対し、第三者の旅行参加に関して増加した支出費用を適切に支払うよう請求する権利を有する。

第372条 瑕疵を生じないようにする義務

372.1. 旅行主催者は、契約に定めた旅行の意義を縮減したり、または効果を失わせるようないかなる瑕疵をも生じさせないように旅行を主催する義務を負う。

372.2. 旅行主催者が本法372.1.に定める義務を履行しない場合、旅行者はその瑕疵の除去を請求する権利を有する。ただし、その瑕疵の除去に比較して高額な費用を支出する場合、旅行主催者は瑕疵の除去を拒絶することができる。

- 372.3. 旅行者の定めた実施可能な期間内に、旅行主催者が瑕疵を除去しない場合、旅行者は自らその瑕疵を除去し、旅行主催者に対し、支出した費用の支払請求権を有する。
- 372.4. 旅行主催者が瑕疵の除去を直接拒絶し、または除去できない場合、本法 372.3. に定める期間を定めるよう請求できない。
- 372.5. 旅行になんらかの瑕疵がある場合、その瑕疵の除去期間考慮して旅行代金を減額できる。
- 372.6. 旅行者は、瑕疵の除去における自らの過失を旅行主催者に伝えなかった場合、旅行代金を減額できない。

第 373 条 契約の終了

373.1. 以下の原因により、契約は終了する：

373.1.1. 旅行に瑕疵があり、旅行者に著しい損害が発生した；

373.1.2. 正当と認められる理由により旅行者が旅行に参加できなくなった旨、旅行主催者に通知された；

373.1.3. 旅行主催者が旅行者の定めた期間内に瑕疵を除去しなかった；

373.2. 本法 373.1. に定めた原因により契約が終了した場合、旅行主催者は合意した報酬を受領する権利を失う。すでに提供した瑕疵のない役務の報酬については請求権を有する。

373.3. 旅行主催者が契約により、契約終了後旅行者を返送させる義務を負っていた場合、この義務を履行する義務がある。この場合、旅行者の返送に関する費用については、旅行主催者が責任を負う。

373.4. 契約締結時にあらかじめ知ることができない突発のまたは不可抗力の性質を有する非常事態により、旅行実施が重大な困難が生じ、または旅行者に対する損害の発生その他の事情が生じた場合、旅行主催者は、いずれの旅行者に対しても契約を終了させる権利を有し、旅行者

を送り返すための費用については両当事者が平等の限度で責任を負う。

第 374 条 損害の適切な賠償

374.1. 旅行主催者の過失により瑕疵が生じた場合、旅行者は、報酬を減額し、契約を終了させるとともに、旅行主催者に対し、生じた損害の適切な賠償請求権を有する。

374.2. 旅行できず、それを適切に主催しなかった場合、旅行者は、旅行主催者に対し、効果がないまま経過した期間にわたる適切な支払を金銭で適切に支払うよう請求する権利を有する。

第 375 条 訴えの請求を提起する期間

375.1. 旅行者は旅行主催者に対し、契約に定める旅行期間終了後 1 ヶ月以内に、本法 372.3、374. に定める請求を提起することができる。

375.2. 本法 375.1. に定める期間を経過したことにつき旅行者に過失がない場合、上記期間経過後に訴えを提起することができる。

第 376 条 出訴期間

376.1. 旅行者の請求については、6 ヶ月の出訴期間とする。

376.2. 出訴期間は、旅行主催者が訴えの請求を拒絶し、訴えの請求を提起する期間が終了したときから起算する。

第 377 条 責任の制限

377.1. 以下の場合、旅行主催者は、旅行者と取り決めた役務の報酬を 3 倍の額にすることで、自ら負う責任を制限することができる。

377.1.1. 旅行者の被った損害が旅行主催者の故意または重大な過失による行為ではない；

377.1.2. 旅行主催における他の義務履行者によるいずれかの過失ある行為のため生じた損害であって、旅行主催者が単独責任による義務を負わない。

第 378 条 契約の解除権

378.1. 旅行者は、旅行開始前であればいつでも契約を解除することができ、この場合、主催旅行が実施されないことから算定される費用、その他役務のために旅行主催者に対してあらかじめ支払った費用の返還請求権を有する。

378.2. 本法 378.1 に定める場合、旅行主催者は契約で合意した報酬を受領する権利を失うが、旅行者に対し、自ら被った損害の適切な支払を請求する権利を有する。

第 379 条 法律に定める手続の変更禁止

379.1. 両当事者は契約締結にあたり、本節に定める手続きを旅行者に損害を与えるよう変更することはできない。

(つづく)

